

旧規格の特定小電力無線機器に関する 使用期限延長のお知らせ

電波法関連法令『無線設備規則の改正』により

旧規格の特定小電力無線機器が 使用できなくなります

無線規格改正

2005年に電波法関連法令である無線設備規則において
「無線設備のスプリアス発射(必要周波数帯外に発射される不要な電波)の強度の許容値」が改正されました。

当社対象製品

当社の特定小電力無線機器につきましては、2006年2月以降の製造分は新スプリアス規格の
「技術基準適合証明・工事設計認証」を受けております。

それ以前に製造した **旧スプリアス規格の特定小電力無線機器** の使用期限は、
2022年11月30日までと定められておりましたが、2021年8月の総務省令改訂により、
旧規格の使用期限は「当分の間」延長*となりました。

※但し、「他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る」の制約あり。また2025年7月現在も使用期限は未定です。

旧スプリアス規格の 特定小電力無線機器

使用期限

2022年11月30日
まで

2021年8月の総務省令改訂により

使用期限「**当分の間**」延長

※2025年7月現在も使用期限は未定

SWL21-MT/MR



ENG-MA



SWL21-T32/R32



SWL10-TR08



SWL10-TR08-E

2006年1月
以前製造分

「旧スプリアス規格の特定小電力無線機器」の
該当品一覧は裏面をご覧ください。

旧スプリアス規格製品には一部代替機種をご用意しております。
更新の際は当社までご用命ください。

新スプリアス規格の 特定小電力無線機器

使用OK

2006年
2月以降
製造分



SWL90-ETMC



SWL90-R4ML



SWL90-R4MD



SWL90-PL3



SWL90-TH1(E)



SWL11-TR08



SWL30-CL(-E)



SWL30-XY08(-E)



SWL10-TR08-E

2023年3月末日で
受注販売を終了

2020年12月に
生産および販売を終了

使用期限延期の制約不遵守や、今後定められる使用期限を超えて **旧スプリアス規格の特定小電力無線機器** を使用した場合（意図せず電波を発射した場合も含まれます）は電波法違反となり、
罰則・罰金（1年以下の懲役または100万円以下の罰金） の対象となることから、ご注意ください。



当社公式
イメージキャラクター
かもづめ もえ か
鴨詰 萌加



無線設備規則の改正に関する詳細につきましては、
総務省の電波利用ホームページをご覧ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>



「旧スプリアス規格の特定小電力無線機器」の該当品一覧

下記に該当している製品が対象となります。

製品本体の銘板に記載の **形名、製造番号** をご確認ください。

無線定格銘板

特定小電力無線ユニット

形名	SWL10-TR08-E	
定格	DC24V	1.2W
製造番号	0010160	

三菱電機システムサービス株式会社

■全てが旧スプリアス規格になる製品

品名	形名	製造番号	外観
特定小電力無線 CC-Linkユニット 1216MHz帯	親局 SWL21-MT 子局 SWL21-T32 SWL21-R32	全て対象	SWL21-MT/MR SWL21-T32/R32
特定小電力無線 I/Oユニット 1216MHz帯	ENG-MA	全て対象	
特定小電力無線 I/Oユニット 429MHz帯	SWL10-TR08	全て対象	

代替機種
代替機種なし
特定小電力無線 I/Oユニット 429MHz帯 形名 SWL11-TR08 ※1 ●長距離通信2,000mを実現 ※2 ●回折性に優れ、障害物に強い ●最大72点の無線化が可能

■一部が旧スプリアス規格になる製品

品名	形名	製造番号																		外観																	
特定小電力無線 I/Oユニット 429MHz帯	SWL10-TR08-E 2005年7月～2006年1月 に製造した製品が対象となり ます。	連番						固定						連番						固定						連番						固定					
		0010750						0011250						0010160						0010160																	
		S						S						S						S																	
		1500750						0701250						1000160						1000160																	
																																					

※1: 旧規格品との互換性はありません。

※2: アンテナの設置環境によって通信距離は変動します。

代替機種はこちら

お問合せ先

三菱電機システムサービス株式会社

www.melsc.co.jp/

〒154-8520 東京都世田谷区太子堂4-1-1 キャロットタワー20階

電話技術相談窓口（仕様・取扱いの問合せ）

TEL (052) 719-0605

平日 9:00～12:00 12:45～17:30

（土・日・祝日・当社休日を除く）



北日本支社	〒983-0013 宮城県仙台市宮城野区中野1-5-35	(022) 353-7814
北海道支店	〒004-0041 札幌市厚別区大谷地東2-1-18	(011) 890-7515
首都圏第2支社	〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-Xビル11階	(03) 3454-5511
中部支社	〒461-8675 名古屋市中区大幸南1-1-9	(052) 722-7602
北陸支店	〒920-0811 金沢市小坂町北255	(076) 252-9519
関西支社	〒531-0076 大阪市北区大淀中1-4-13	(06) 6454-0281
中四国支社	〒732-0802 広島市南区大州4-3-26	(082) 285-2111
四国支店	〒760-0072 高松市花園町1-9-38	(087) 831-3186
九州支社	〒812-0007 福岡市博多区東比恵3-12-16 東比恵スクエアビル	(092) 483-8208

本文中における会社名、商品名は、各社の商標または登録商標です。